

～2020年度 事業計画書～

健生ナーサリー



企業主導型保育事業(内閣府所管)

有限会社健生メディカルコーポレーション(定員19名)

〒458-0014 名古屋市緑区神沢二丁目1409番地

TEL:052-878-9231 fax:052-680-9081

URL:<https://www.kensei.e-doctor.info/kenseina-sari-.html>

Email : na-sari@kensei.e-doctor.info

はじめに	7.防災・災害対策
慣れ保育について	8.賠償保険(災害共済)
土曜日保育について	9.入所について
1.保育理念	10.苦情対応
2.保育目標	11.協力施設(協定)
3.人員配置	12 実地指導(監査)等
4.一日の生活	13.入園時の購入品等
5.幼児教育等について	14.各種提出等書類
6.その他	15.資金計画

健生グループの各保育園では、一人ひとりの園児さんに卒園までに人生の基盤となる基礎的な力下記の①～⑤までの資質を身につけられるように丁寧な育成を目指して日々の保育を実践いたします。

① 発達に応じた心身の成長と基礎体力。
② 基本的な学ぶ姿勢(傾聴力・注視力・理解力・判断力・意思表現力・行動力)を身につける力。
③ 周囲のお友だちや周囲の人と協調し物事に共同的に取組むことが出来る力。
④ 常に思いやりと優しさと忍耐力を持って自主的に行動がとれる力。
⑤ グループ(4～6人)内での円滑なコミュニケーションをとれる力。

◆はじめに

当園が最も大切な要素として重要視しているのは、下記の3つの保育理念です。園生活の場面々で適切に解りやすく丁寧に繰り返し指導し地道な育成に取り組んで行きます。

①健やかな発達と健康

各年齢に応じた遊びや運動・レクレーション等の活動を通して心身の健やかな発達を促します。

②しつけ

「しつけ=厳しく」という昔のイメージが今もありますが、本来は「しつけ=わかりやすく・丁寧に・くりかえし」という事がしつけの方法としては正しいと考えています。

③教育

0歳～3歳から詰め込みではなく家庭的な保育環境の中で、ことば（国語）、かず（数字＝算数）、知恵（知識）の基本となる要素を楽しく学んでいきます。働きかけという言い方が、より適当かと思います。保育環境・保育職員による保育自体がすべての学びに繋がり、「見て・聞いて・感じて・行動する」すべてが乳幼児期のお子様の学びとなります。

この3つの要素（保育理念）を一人一人のこどもに丁寧に関わりながら育成できる小さな場所をつくりハイディのある子無い子を区別することなく同じ環境のもとで保育・幼児教育・心身の健やかな育成と発達支援を丁寧な保育・幼児教育・安心・安全の園生活の中で将来を担う大切なお子様に提供してまいります。

●慣れ保育について

【慣れ保育とは】

慣れ保育とは、お子様が保育園の環境に、段階を踏んで少しづつ慣れるための期間のことです。主に子供の心のストレスを軽減するために行います。

【慣れ保育の期間】

通常1週間～2週間程、1週間～10日程が一般的な期間の目安です。最長1ヶ月（主に障がい児等）というケースもありますが、2週間程度が平均的な慣れ保育期間となります。

*月末までに保護者が勤務開始（入社・復帰）するのであれば、月初めからの入園を認めていますので、十分な慣れ保育期間を設定することができます。

【慣れ保育のスケジュール】

初日～2日：1～2時間程度の短時間保育を実施。保育士と保護者が朝の準備の手順などを確認する。

3日～4日目：午前保育のみ実施

5日目～8日目：お弁当（持参）を食べてから降園

9日目～14日：給食・午睡までして降園

4月入園の場合、月の初めから中旬頃を目安に行いますが、転園や期中の入園の場合は、園と相談して決めていきます。子供の年齢が高いほど短期間で完了するケースが多いようですが、子供の性格によっても異なり、ゆっくりと慣れる子は1ヶ月程必要な場合も珍しくありません。また、早く慣れたとしても通常のスケジュールで進めることもあります。基本的には子供の様子を優先に進めます。

【慣れ保育のWeb情報】

*慣れ保育についてはネットなどの参考サイトなどを参照すると役立ちます。Webにて検索→[e一育児](#)

●土曜日の保育について

土曜日保育は、基本的に保護者様（両親）の土曜日就労が利用条件となります。お仕事がお休みの場合は、家庭で過ごす時間を大切にしてお子様と充実した時間をお過ごしください。尚、土曜日保育を利用される際には、「保育が必要である証明」が必要で、その確認を正確に児童福祉法に基づいて判断することにしております。その際には保護者様には「土曜日における雇用証明書／就労申告書」等の書類の提出をお願いいたします。（年に数回程度）

【土曜日における証明書の提出期間】

ご利用の前月の1～15日の間（提出が遅れると、ご利用できない場合があります）なお、1ヶ月の希望表とは異なりますので、ご注意ください。

※ ご利用の前後に関わらず、提出書類に虚偽の記載が確認された場合には土曜日保育のご利用ができなくなりますので、ご了承ください。

●【幼児教育無償化について】

当園も無償化の対象施設です。[幼児教育無償化（3歳～5歳、※0歳～2歳住民税非課税世帯）](#) 幼児教育の無償化についての情報は下記の通りです。最新情報は内閣府のHP「[子ども・子育て本部](#)」にてご確認ください。

●企業主導型保育施設における無償化の対象児童及び対象児童の保護者に対するお知らせ等について

※) 住民税非課税世帯とは、下記に該当する世帯のことです。

- ・生活保護を受給している人
- ・未成年者、障がい者、寡婦（夫）で前年合計所得金額が125万円以下の人
(給与所得者の場合は204万4000円未満)
- ・前年合計所得が各自治体の定める金額以下の人（詳しくは各自治体へお問合せください）

1.保育理念

- ① 健やかな発達と健康（遊び・安全な運動指導で身体と脳の発達）
- ② しつけ（わかりやすく・丁寧に・くりかえし）
- ③ 教育（自由な発想を尊重し創意工夫によるしつけ・教育）



2.目標

① 豊かな感性（感情）と創造力を養う

私たちは、こども一人一人の感じ方や発想を尊重しながら、更なる感性を磨くために、こども園での1日の生活の中で、さまざまな体験・教育・運動・音楽療法・創作活動等を通じて豊かな感性と創造力を育みたいと思います。

② 優しさと思いやりを育む

私たちは、こども一人一人が優しさや思いやりを社会生活の中で相手に伝えたり自分で表現できたりすることができるよう園生活の中でコミュニケーション・感性教育、ルールや規則等の学習や体験を通じて成長を支援したいと思います。

③ 忍耐力と行動力を身につける

私たちは、こども一人一人が広く多様な思考力や創造性・イメージ力をのびのびと養う事が出来るよ

うに園生活の中で多様な教材や指導にて「様々な考えを継続して展開するために思考し続ける忍耐力」を身につけていただくように指導していきたいと思います。

④ 健康な身体（からだ）作り

私たちは、こども一人一人の心身の状況・年齢に応じた安全で楽しい運動指導をおこない健康・知能・言語・社会性などの伸長につながる幼児期からの触角、視覚、聴覚を刺激する運動を通して手で触れる、目でとらえる、耳で感じて動くという子供の精神や身体の成長をバランス良く促していきます。

⑤ 笑顔（笑い）

私たちは、こども一人一人が園生活の中でさまざまな経験を得て喜怒哀楽の中で楽しく過ごせるような環境を提供したいと思います



3.人員配置

<職員配置>

保育従事者国基準 ア 乳児 おおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人

エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

19名定員満員時の保育職員数 5名+1名

保育責任者：1名（常勤）

看護師：1名（常勤換算：病児保育（体調不良児対応型））

調理員：1名（常勤換算：管理栄養士（協定認可園支援1名）・栄養士）

事務員：1名（常勤換算：連携推進加算）

保育補助：1名（常勤換算：保育補助者雇用強化加算）

※各年齢の利用児童数多少の変更がある場合があります。

※職員研修は、愛知県、名古屋市、内閣府指定事業者、法人、園内等が実施するものに参加・受講する。

嘱託医：小児科 [かみさわクリニック](#) 歯科 [いわみ歯科クリニック](#)



4.一日の生活

開所時間 7:30~18:30 (11時間) 午前=幼児教育 午後=保育育成

【延長保育】18:31~19:01、19:01~19:31 (30分単位) 事前相談必要（土曜日は延長保育無し）

7 : 30	開園（随時受入） ・検温・健康状態の確認。 ・トイレ・おむつ交換 ・自由遊び
8 : 30	・順次・検温・健康状態の確認 ・トイレ・おむつ交換 ・室内での自由遊び
9 : 30	朝の会 ・「おはよう」の歌を元気よく歌う。 ・今日の予定をみんなで確認。 ・ラジオ体操 ・おやつ
10 : 00	学び（幼児教育） 基礎教育は国語、算数、英語を中心とし、音楽、運動、レクリエーション、園外学習、体験学習、食育等。 お散歩
11 : 00	給食準備・給食 ・食事のマナーを学習、スプーン・フォーク・お箸の使い方等を学び、しっかり噛んで食べる事、食べ物の大切さや感謝の気持ちを育む。 お片付け、歯磨き
12 : 00	午睡準備～午睡 年齢に応じて午睡回数・時間を調整。 睡眠時間は基本60分以内。 0歳児：朝寝・昼寝 1～3歳児：昼寝中心
14 : 00	保育育成 身体と感性と思考を使って楽しくレクリエーション
15 : 00	おやつ 自由遊び
16 : 00	帰りの会
16 : 30	随時降園 自由遊び
18 : 30	閉園

5. 幼児教育について

● 基礎教育について

子どもが持つ生きる力・学ぶ力を周りにいる大人が引き出していくように取り組み、将来の可能性を広げることができるように日々、保育・幼児教育環境の向上に努めてまいります。当園の基礎教育は国語、算数、英語等を重点に進めてまいります。

・幼児教育で大切なものの

幼児教育では、右脳教育が大切だと言われています。幼児の脳は3歳までに大人の80%にまで成長すると言われており、3歳までは言葉を用いて論理的に考えるのは難しい状態ですが、イメージや感覚、ひらめきなどの感覚は大人以上で、直感で行動することができます。0～6歳までの幼児期に適切な刺激を与える右脳教育を行うことは、子どもが持つ能力を引き出すことにつながります。それは、右脳教育は知識を詰め込みではなく、心の教育を基盤にしていることとも関わりが深いのです。大切なのは右脳と左脳がバランスよく発達することが理想です。幼児期の子どもは、自分で情報を収集し、取捨選択することも、目標をたてて取り組むこともできません。関わる保育士・保護者などの周囲の大人が右脳教育、左脳教育をバランスよく選び、一緒に楽しみながら取り組む事が大切だと考えております。

● 国語学習について

<発達段階に応じた国語教育>

コミュニケーション能力を鍛えることで、国語力を支える脳の部分も鍛えられることになると考えられて

います。

<発達段階に応じた国語教育の具体的な展開>

発達段階に応じた国語教育を考えていくためには、次のような脳科学の知見から 例えば、論理的思考力・表現力の教育・指導は、前頭前野の発達段階を踏まえて、

「3歳までの乳幼児期」=語彙（ごい）の力、聞く力、
「3歳～11・12歳（小学校高学年くらい）まで」
「13歳（中学生）以上」
と3段階に分けて考えることができます。



3歳までの乳幼児期 【コミュニケーション重視期】

生後から3歳にかけて、前頭前野の神経細胞は急激に成長する。乳幼児の脳の発達に最も重要なのは、親子のコミュニケーションである。「話す・聞く」を中心とした保育士、親子のコミュニケーションを通じて、保育園・家庭の中で言葉を育てることが重要で、乳幼児はコミュニケーションによって語句・語彙力を身に付けることができる。

また、保育士・親が子供に心を開くことで、まず、子供の感性・情緒を育てながら、言葉を発達させていくことが重要である。子供の言葉を育て、豊かな感性をはぐくむことのできる「コミュニケーションの在り方」が大切となります。

●算数（さんすう）学習について



幼児教育において、算数の得意な子どもに育てるためには、まず「数を数字ではなく、量で認識できること」が重要です。これは、モンテッソーリの算数教育でも提唱されています。たとえば8本まで数が数えられる子どもに、実物を用意して「鉛筆を8本とってごらん」と聞いたとき、どれだけとてよいかわからず、数と鉛筆の本数が一致しないことがあります。これは、まだ8という量を理解していないからです。まず、この量を認識するための働きかけが必要です。0～1歳のころ、子どもの興味を引きつけながら数を認識させるには、より具体的に、視覚的に理解できるよう知育玩具・用具を用いた指導法が有効とされます。2歳以降、物事が少しずつわかってきたら、クッキーなどを渡すときなどに「1枚、2枚」と声掛けするのも良い方法でしょう。算数の幼児教育をしておくと、小学校以降のお子さんに役立ちます。四則計算ができることより、数を量として認識させる算数教育を行っていきます。

幼児期の算数は、いろいろな遊びや体験の中で、かずやかたちに触れること、そして、具体的なものを使いながら、考える楽しさや、数の面白さ、図形の不思議さを十分に感じさせることが大切です。そのためには園生活の中で、遊びや生活場面の中で算数力を育むことを大切にしていきます。幼児期に算数の基礎力をつけるということは、単なる計算が出来ることや、問題が解けることではなく、筋道立てて物事を考えることが出来る「論理的思考力」や、自分の考えを整理して相手に伝えることができる「コミュニケーション能力」、自由な発想力を育てる「多角的視野」を身につける、ということになります。

●英語学習について

当園では英語教育の一環として英語講師による英語教育（楽しいく学ぶ英語教室）を週1～2回実施いたします。赤ちゃんは脳や舌などの口の筋肉が未発達のため、語学などの学習に関して柔軟性に優れているそうです。このように色々な事を柔軟に覚えられる吸収性が高い幼児期を利用して、英語などの言葉を頭の中にインプットさせていくのです。そして、この柔軟性は4歳までが覚えやすい時期だと言われています。また、遊びの延長で覚えてくれるのも目を向けられている一つかもしれません。現在は、英語にストーリー性を重視したり、楽しい音楽、テンポ、デザインなど子供達を引きつけるような幼児英語教育にダンスを取り入れたりと楽しく学ぶ事で子供が少しづつですが、英語を覚えていき成長することが大切だと考えます。



●音楽学習（音楽療法）について



子供が進んで学べるような感覚を身体で表し身に付けていく感性教育、情操教育、芸術教育などを取り入れています。それは、音を感じたり、触れたり、音楽を作る楽しさなどを身体全体で表します。経験から自ら音を出したり奏でたりしながら音感を育んで曲にあわせて身体を動かしたり、歌ったりする事はもちろんですが、手を叩いてリズム感を出したりもします。そうする事によって、子供が楽しみながら言葉（日本語や英語）の歌などを理解する事も出来ると言われています。確かに好きな歌をノリノリで歌ったり踊ったりすると、自然に覚え口ずさんでしまう事もあります。音楽教育の音感などだけでなく、歌詞を覚えてしまうと言語の発達や数や感覚を掴むことの出来る生活教育、心の教育・人間教育・自立心などを育む事の出来る情操教育などの大きなメリットがあります。大人でも1人で踊ったり歌ったりするのは寂しいですが、一緒に歌を歌ったり踊ったりすると楽しいですよね。先生やお友達と一緒に音楽教育の時だけでなく英語教育などを行う時にも、歌を口ずさみながら歌ったり踊ったりして楽しく学んでいきます。

●体育（うんどう）学習について

体育教育（健康な体をつくるために！）

春日井市を拠点としてスポーツを通じて子どもの育成・教育等に取り組んでいるFCフェルボールとの連携により運動指導教育のスペシャリスト（専門講師）の指導の下、保育士と協力して各幼児期・各児童に適した運動、スポーツを通して健康な体つくりの為の体育（運動）教育を行います。目的は成長に必要な各種の運動・スポーツを通じ発達に必要な多種の運動機能・基礎学習・ルール学習・躾（しつけ）、コミュニケーション力、集団行動などの要素を積み重ね、指導・訓練していく事で身体能力の向上を図り、日常生活動作や集団適応性を身に付け、将来の自立と社会参加を高めていく基礎となる健やかな心身の成長とスポーツの持つ各要素（運動・ルール・教育・躾・楽しさ・経験など）が子供の可能性を引出し大きな成果を促し発達や育成効果がもたらされる事を願い毎日の体つくりを行っていきます。*体つくりはトータル的な運動指導にて行います。



●食育について



当園での自園調理は管理栄養士により名古屋市保育企画室栄養士、緑保健所栄養担当者等のアドバイスや指導を仰ぎながら連携を図り、成長に合わせバランスのとれた給食を提供いたします。食育への取り組みの一環として、不定期（年に数回）で、ご家庭よりお弁当（おかずのみ）を持参いただきます。好き嫌いをなくし、スプーン・フォークから箸の使い方まで食事のマナーをしっかり習得できるように指導いたします。みんなで楽しく・美味しく・感謝の気持ちをもって昼食をとります。

給食を作ってくれる調理員さん、お家でご飯を作ってくれる親御さん、丹念に美味しいお米や野菜などを育て提供してくれる農家さん・関係者のみなさんに感謝しながら美味しく食べる「食育」への取組みと農園を持つ支援者の協力にて農業体験による取組みなども合わせて取り組んでまいります。

「食育」では、園児一人ひとりが、園生活を通じて健全な食生活から健康を確保できるようにするために、下記の4点を正しく身につける活動や学習等に取組むことを指導していきます。

- 自らの「食」について考える習慣
- 「食」に感謝する心
- 「食」に関するさまざまな知識
- 「食」を選択する判断力

●園外学習

当園では、課外授業として日帰り施設見学や施設外体験実習等を定期的に行います。（年長児対象）
科学館・水族館・動植物園・公共交通機関を使った買い物体験などで多くを学びます。参照：[年間予定](#)



●体験学習

当園では各種体験学習を予定しております。親子遠足年、農業体験を各児童の発達に合わせて実施を予定しています。親子関係から自立へと各ステップアップを図りながら多くの事を学び経験する事で更なる成長の糧としていただきます。親子関係・社会との関係・さらに自然との関係、人・環境・自然（森林・植物・湖・動物）の中で一人一人が何かを感じ学ぶ事ができるように多彩なプログラムを準備いたします。



●保育見学・面談

保護者様には入園後から卒園までに1度は必ず保育見学としてお子様のクラスにて見学を行っていただきます。日ごろの先生方の取り組みを実際に見ていただくことで園への理解を深めていただくと共に、お子様の園生活の状況体験を通して見ていただきたいと思います。見学後には面談を行います。



6.その他について

●お昼寝用の寝具貸出・オムツの自園廃棄

園児全員の昼寝用寝具は園児全員貸出となります。寝具（エアヴィーヴ）貸出費・クリーニング費・おねしょシート費等は徴収させていただきます。使用済みのオムツは事業ゴミとして園にて廃棄いたします。

●セキュリティーとネットワークカメラによる園内監視

当園では、施設の安全対策の一環としてカメラを室内・室外に設置し園生活を見守っています。不審者の侵入や防犯等をALSOKとの契約によりサポートします。



●AEDの設置(こども用・大人用兼用)

心臓突然死の主な原因に、心筋の動きがバラバラになり、心臓のポンプ機能が失われる心室細動があります。心室細動は、発生から1分ごとに救命率が7~10%下がるといわれ、いかに早く救命処置を行うかが生死を分けることになります。

心室細動の危機から命を守るには、強い電気ショックを与えて心筋のけいれんを除去する電気的除細動が最も効果的だといわれています。この電気的除細動を自動的に行うのがAED（自動体外式除細動器）なのです。

初めてでも安心、優れた操作性を実現。
HeartStart HS1
(ハートスターHS1)(MS068A)
医療機器登録番号2170082Y0042600
特定保守型医療機器・滅菌器用医療機器



●協力医療機関（嘱託医）について

当園の協力（嘱託）医療機関は急な発熱や突然の体調不良など、万が一のケガの場合、近隣の、かみさわクリニック（小児科）、いわみ歯科クリニック（歯科）となっております。児童の健康に対して診察や応急処置・健康診断・検診等を行っていただく大変心強く優しいお医者様です。栄養・調理担当者やスタッフもお世話になっています。



●SIDS（乳幼児突然死症候群）対策

【当園での乳幼児突然死症候群の予防】

乳幼児突然死症候群（SIDS）を予防するため、睡眠時の児童の顔色、呼吸等の状態を観察し、次の点に特に注意する。

ア 満2歳までは観察内容を記録する。(5~10分毎チェック)

イ 睡眠中の児童から眼を離さない。

ウ 仰向け寝を励行する。

エ 睡眠中の保育室内は児童の顔色がわかる明るさにする。

オ 保育施設内は禁煙とする。



エンジェルケア運動センサーは、赤ちゃんの動きのすべてに反応し、20秒動きがないと警告を発します。モニタは、赤ちゃんの周囲で拾ったすべての音を送信します。SIDSの発生につながる無呼吸の状態が発生した場合アラームを鳴らし、ただちに周りに知らせることができます。0歳児全員に設置し安全対策に万全を期しています。

「ルクミー午睡チェック」はボタン式のセンサーとタブレット端末上の専用のアプリをセットで使うIoTシステムで、従来のマット式とは異なり、体の向き・うつ伏せ寝を詳細に検知します。



【「エアウェーブ」及び「アエル」等のマットレスの使用】

「エアウェーブ」はオリンピック選手やプロ選手への寝具（エアウェーブ）を提供する株式会社エアウェーブへ依頼し乳幼児突然死症候群（SIDS）を予防の寝具として0歳児用のエアウェーブを制作していただき午睡時等に使用します。姿勢保持と通気性に優れています。SIDS対策として有用ではないかという観点から特注品として提供いただきます。（健生限定の商品で市販されていません。）大人に比べて骨が柔らかい子供の身体に合わせて全体をやや硬めに設計しています。

「アエル」は口をつけても呼吸ができるほど、抜群の通気性、ぜんぶ洗えて衛生的、ホコリが出にくい中材等の園児の午睡時のSIDS対策や眠りやすさと安全・衛生等に配慮した製品です。

詳しくは、[株式会社ハッチ HP](http://www.hatchi.me/index.html)を参照ください。UR：<http://www.hatchi.me/index.html>

7.防災・災害対策

1) 防災計画

園の防災計画を管轄消防署に提出。年間防災計画は毎年4月に策定します。

2) 避難訓練

火災、及び地震を想定して毎月1回、年12回避難訓練を実施します。さらに名古屋市緑区消防署の指導による災害等訓練を実施し、通報訓練等も行います。

3) 自衛消防組織

提出済の「消防計画」に基づき、防火管理者を隊長とした自衛消防組織の編成を行います。防火管理者は園が選任し、園内に氏名を掲示しています。

4) 防火管理者業務

①避難訓練年間計画に基づき、毎月の避難訓練の計画を策定します。

②避難訓練実施の結果を記録、保存します。

③日常の安全点検を実施し、職員へ指示を出します。

- ・家具等は転倒防止策を講じる。
- ・棚は重いものを下に収納し、重心を低くする。
- ・棚等に収納されたものが落下しないように策を講じる。
- ・燃えやすいものを撤去する。

④年に2回、自主点検し「自主点検チェックリスト」へ記入します。

⑤非常持ち出し品（避難リュック）、非常備蓄品、防災準備品の点検を毎年4月に実施し、園外保育実施前にも確認します。

⑥毎月以下の安全点検を実施します。

- ・非常備蓄品

懐中電灯 飲料水 粉ミルク オムツ 食料品
 防災準備品
 消火器 バケツ 保存食等食料品一式 靴 シート 避難車
 救急箱 携帯電話 防災非難用品一式

⑦防災管理に関する情報を各機関等より収集し協力体制を築きます。

8.賠償保険

当園では、常時・平常時を問わず、園児の保護には十分な注意を以ってあたりますが、不慮の事故の場合に備えて「総合賠償責任保険」に加入しており、園内外での万一の重大な事故について保障範囲内で賠償を受けることができます。加入保険：東京海上日動 施設賠償責任保険、超ビジネス保険（認可外保育用）

注) 登園中の園児の病気・けが、地震・火災等への対応については親権者及び送迎者の責任において対処することとなっております。（園は責任を負わない事とする。）

取扱代理店：株式会社東海21（名古屋市天白区天白町野並笹原1533-25）

【独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入】

企業主導型保育事業所健生ナーサリーに在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。JSCの災害共済給付は、保育園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児の名簿を提出することになっています。給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によります。

詳しくはWeb検索にてご確認ください。[独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度](#)

9.入所について

当園の保育利用は①従業員枠（自社、共同利用契約法人）、②地域枠（一般）の2種類で月極保育（16日以上、週4日以上の利用、主にフルタイムの方）、不定期保育（15日以下、週3日以下の利用、主にパート・アルバイトの方）のいずれかの利用となります。※従業員枠および月極保育から優先的に契約となります。

利用定員は①②合わせて12名 0歳児（6ヶ月）～5歳児

※うち2名の非正規雇用優先枠

※6ヶ月以内の児童の利用を希望の場合はご相談ください。

当園を利用契約の場合は、下記の証明書等の書類が必要となります。

○従業員枠の利用には、お勤め先の法人にて弊社との共同利用契約書の締結が必要となります。および「[保育の必要性の認定](#)」または「就労証明書」の提出が必要です。

○地域枠で利用の場合は「[保育の必要性の認定](#)」または「就労証明書」の提出が必要です。但し定員の 50%まで、50%を超える場合は、認可保育所への入所が出来ない証明としての「不承諾通知」または希望の認可保育所へ入所できない「保留通知」のいずれかが必要となります。詳しくは当園へお問合せください。

入園申込については、当園までお問合せの上、直接入園申込をお願いいたします。

◆TEL : 052-878-9231 fax : 052-680-9081

◆保育の必要性の認定については、お住いの役所（区役所）保育担当窓口までお問合せください。

10.苦情対応

当園の利用者が安心して、適切な児童福祉サービスを利用し、そのサービスに納得、満足できるよう、経営者及び客観性が確保できる第三者（名古屋市社会福祉協議会 以下市社協とする）による、適切な苦情解決体制の仕組みは下記の通り。

第1段階

各事業者は【苦情受付担当者】【苦情解決責任者】を整備し、適切な苦情解決に努めます。（社会福祉法第 82 条）

第2段階

各事業者は、利用者の立場や特性に配慮し、客観性を確保するため、【第三者委員】（市社協委託契約）を整備し、適切な苦情解決に努めます。

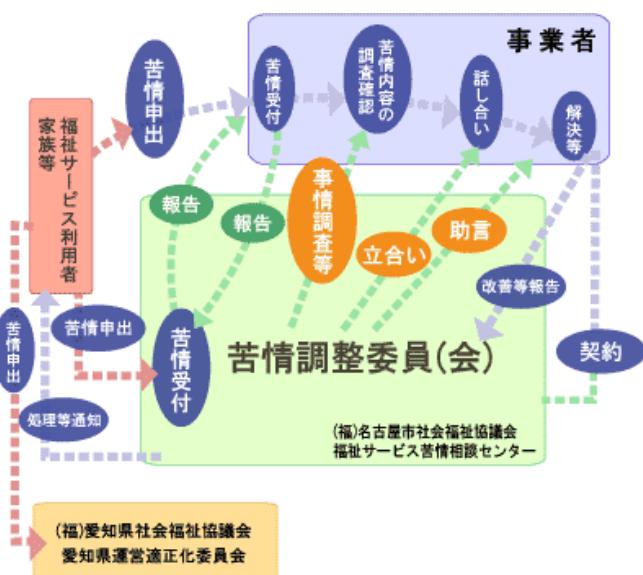
第3段階

当事者の話し合いでは解決できない場合、各都道府県に 1 箇所整備されている【運営適正化委員会】に申し出ることができます。（社会福祉法第 83 条）

ひとくちメモ

【運営適正化委員会】では虐待や不法行為のおそれがあると認められる場合は、都道府県知事（事業認可者）に速やかに通知することとなっています。

【苦情解決の仕組み図】





11.協力保育所・児童発達支援事業所による支援

(1) 協力保育所の保育支援者等による保育指導・保育交流等

保育従事者を指導・支援する協力保育所の保育支援者は保育指導・保育交流等を行う。

(2) 協力保育所による支援

協力保育所と連携をとり、相談・支援を実施する。

(3) 児童発達支援事業所による支援

協力児童発達支援事業所と連携をとり、相談・支援を実施する。



12.財団法人児童育成協会及び名古屋市による実地指導等

年1回以上、財団法人児童育成協会又は名古屋市子ども青少年局職員（保育指導係）が、各事業所を訪問し、基準や遵守事項が守られているかを確認するため、実地指導及び立入調査等を実施する。



13.入園時の購入品等（別紙の通り）

・持ち物 　・料金一覧表



14.各種届出書類（別紙の通り）

・運営規程 　・料金一覧表 　・重要事項説明書 　・利用契約書 　・持ち物 　・アドレス登録のお願い
・「慣れ保育」「土曜日の保育」について 　・土曜日の保育利用に係る届出書 　・延長保育の利用について
・延長保育申込書 　・園での与薬についてのお知らせ、与薬指示書 　・与薬依頼連絡票
・予防すべき感染症と登園許可目安 　・登園届 　・意見書(治ゆ証明書)
・乳幼児突然死症候群(SIDS)について 　・日本スポーツ振興センター加入について
・給食について 　・退園届 　・児童票 　・健康報告書 　・個人情報使用同意書
・園内学習、園外学習、行事等における規則および免責事項 　・委任状
・日本スポーツ振興センター加入同意書 　・就労証明書

※詳しい内容は、当園のホームページをご覧ください！

URL:<https://www.kensei.e-doctor.info/kenseina-sari-.html>



15.資金計画

保育園運営のための通常経費は、内閣府所管企業主導型保育事業による助成金および共同利用法人負担額、利用者負担額等の保育所運営費収入等で運営いたします。